

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年2月21日 19時01分ごろ
発生場所	広島県尾道市細島北西方沖 重井港細島第2防波堤灯台から真方位335°980m付近 (概位 北緯34°22.1' 東経133°08.0')
事故の概要	貨物船三くろしおは、北北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故等調査の経過	令和6年2月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 三くろしお、199トン
船舶番号、船舶所有者等	140286、ジェイエスマリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約198cm
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、鋼材678tを積み、広島県呉市呉港を出港し、岡山県倉敷市玉島港へ向け、広島県三原市佐木島東方沖を約11ノットの対地速力で北進していた。</p> <p>本船は、細島西方約0.25海里付近に至った頃、針路を北東方に転じ、徐々に細島に接近しながら北東進した。</p> <p>本船は、細島西方沖にある尾道市地ノ雀島西方沖を船首を北北東方に向けて航行したところ、細島西方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.4m、船尾約3.8mであった。</p> <p>本船は、満潮時に合わせ自力で離礁し、自力航行にて三原市木原沖に向かい、錨泊した。</p> <p>A社担当者によれば、船長は、本事故発生海域を幾度も航行した経験があった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	本船は、北東進中、船長が地ノ雀島の手前で北北東方に左転し、そのままの進路で航行中、本件浅所に乗り揚げたものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、原因を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、本船が、北東進中、船長が地ノ雀島の手前で北北東方に左転し、そのままの進路で航行中、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

付図1 事故発生経過概略図

